

外国地理的表示製品保護弁法(2019年改正)

知識産権局令 338号 2019年11月27日施行

第一章 総則

第1条 中国で販売される外国の地理的表示製品を効果的に保護するために、外国の地理的表示製品の名称と専用標識を中国で使用することを規範化し、「地理的表示製品保護規定」第26条に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法でいう外国の地理的表示製品とは、中国以外で生産され、原産国または地域に保護登録され、「地理的表示製品保護規定」第2条に規定された製品をいう。

第3条 本弁法に基づき、中国における保護を申請する外国の地理的表示製品は、その所属する国と中華人民共和国とが締結した協議または共同で参加する国際条約に従って処理、或いは対等の原則に従って処理しなければならない。

第4条 中国で保護を受ける(以下、原文「在華保護」翻訳「中国で保護を受ける」と略称)を受ける外国の地理的表示製品の申請、受理、審査、認可、専用標識の使用、監督管理及び変更取消などにはこの弁法を適用する。

第5条 外国の地理的表示製品の中国での保護を受ける名称には中国語名称及び原文名称を含む。

(1)中国語名称は、地理的指示機能を有する名称及び製品の真正な属性を反映する一般名称から構成され、「通用(或いは習慣)」(原文「概定俗成」、Conventionalの意味)の名称でもできる。

(2)原文の名称とは、原産国または地域で地理的表示として登録保護されている名称をいう。

(3)上記の名称は中国では一般的名称には属さず、かつ中国での地理的表示製品の名称など他の先の権利と競合しないもの。

第6条 中国国家知識産権局(以下「国家知識産権局」)は外国の地理的表示製品の中国での保護業務を统一的に管理する。各クラスの知的財産権管理部門は職能に基づき外国の地理的表示製品の保護を実施する。

第二章 申請と受理

第7条 外国の地理的表示製品は中国で保護され、当該製品の原産国または地域の地理的表示により保護を受ける原申請者が申請し、原産国または地域の地理的表示主管部門の推薦を経て、国家知識産権局に提出する。

第8条 外国の地理的表示製品の中国で保護を受ける申請者は中国の機関を中国で保護を受ける業務の関係者(訳注:連絡先の意味)として指定することができ、また、原産国または地区の政府の中国駐在代表機関の従業員を中国で保護を受ける業務の関係者とする、または代理人と指定することができる。

第9条 外国地理的表示製品の中国で保護を受ける申請には以下の中国語の書面による文書資料を提供する必要がある:

- (1)外国地理的表示製品の中国で保護を受ける申請書;
- (2)申請者名称及び住所、連絡先電話、中国での連絡先、住所及び連絡先電話;
- (3)原産国または地域での地理的表示の保護が許可された政府証明書原本及び公証付き中国語訳文;
- (4)原産国または地域の地理的表示主管部門が発行した産地範囲及び公証付き中国語訳文;
- (5)当該製品の品質技術要件;
- (6)検査報告書:原産国または地域が発行し、申請製品の知覚的特徴、物理化学的検査報告及び公証付き中国語訳文;
- (7)その他の補助的証明資料など。

第10条 中国で保護を受ける外国の地理的表示製品の品質技術要件には以下が含まれる:

- (1)製品の中国語名称及び原文名称;
- (2)保護産地の範囲;
- (3)製品の属性及びその生産プロセス;
- (4)品質の特徴で、製品の知覚的特徴、官能的特色、物理化学的指標などを含む;
- (5)知名度、製品の原産国(地区)、中国及び世界のそ

の他の国と地域での知名度と貿易販売状況;

(6)関連性、製品の品質の特色と産地の自然或いは文化人類の要素との関連性の説明など。

第 11 条 国家知識産権局は申請資料を受理後、30 営業日以内に申請資料の方式審査を手配する。方式審査の結論は受理、要補正、不受理の三つに分けることができる。

(1)受理した場合、国家知識産権局は公報を発行するとともに、その公式サイトで社会に公示する;

(2)補正が必要な場合、国家知識産権局は申請者に書面で補正意見を返送する。申請者が国家知識産権局に補正資料を提出した後、国家知識産権局は再び方式審査を手配する;

(3)不受理とする場合、国家知識産権局は申請者に不受理の書面による通知書を発送する。

第 12 条 公告後異議の受理期間は 60 日、国家知識産権局公告日から起算する。異議期間内に、国内外の如何なる組織または個人は書面で国家知識産権局に異議を申立てることができる。

第 13 条 異議の内容には、異議者の氏名、組織名、連絡先、異議理由及び証拠資料などを含む。異議は中国語で作成し、有効な署名または押捺がなければならない。

第 14 条 国家知識産権局は異議を受理後、速やかに異議の内容を申請者に転送する。異議は異議当事者双方が協議して解決する、または国家知識産権局が異議当事者双方と協議し解決する。協議が決まらない場合、国家知識産権局は地理的表示専門家委員会を組織して審議後決定する。

第 15 条 異議申立に以下に掲げる事情がある場合、国家知識産権局は受理せず、書面で異議申立人に通知するとともに理由を説明する。

(1)法定期限内に提出していない場合;

(2)明確な異議理由、事実及び法律の根拠に欠ける場合。

第 16 条 異議申立を却下する場合、国家知識産権局は書面で異議申立人に通知しなければならない。異議裁決に不服がある場合、通知の受領日から 30 日以内に

国家知識産権局に再審を申請することができる。国家知識産権局は再審申請受理日から 60 日以内に決定を下すとともに、書面で双方に通知し、再審決定は最終審の決定とする。

第三章 技術審査と承認

第 17 条 公告受理期間が満了するとともに異議がない、または異議協議の合意、または異議裁決が成立しない場合、国家知識産権局は専門家を組織し技術審査を行う。

第 18 条 技術審査には会議審査及び必要な産地審査を含み、申請者は協力しなければならない。技術審査専門家グループは 5 名または 7 名で構成される。

第 19 条 技術審査をする時、申請者は当該製品に詳しい専門技術者及び通訳者を招聘し、技術審査の時間及び場所は双方が協議し決定しなければならない。

第 20 条 技術審査の結論は合格、要修正、不合格に分けられる。

(1)審査合格の場合、国家知識産権局は外国の地理的表示製品の中国で保護を受ける保護許可公告を公示し、法により保護する;

(2)要修正の場合、国家知識産権局は申請者に書面で修正意見を返送する。申請者が国家知識産権局に修正資料を提出した後、国家知識産権局は再度技術審査または技術確認を行う;

(3)不合格の場合、国家知識産権局は申請者に技術審査の不合格を書面で通知する。

第四章 専用標識及び監督管理

第 21 条 中国で保護を受けることを獲得した外国の地理的表示製品において、その表示がなされた製品名称、産地などの情報は国家知識産権局の許可公告の情報と一致していなければならない。

第 22 条 中国で保護を受けることを獲得した外国の地理的表示製品の産地範囲内の生産者、協会などの団体は、国家知識産権局に使用する中華人民共和国地理的表示専用標識を申請することができる。

第 23 条 専用標識の使用には自主的宣言制度を使用し、中国で保護を受ける製品名称及び中華人民共和国地理的表示専用標識を使用する場合、その自主的宣言

は当該製品が国家知識産権局の外国の地理的表示製品の許可公告の要件に適合しているものと見なされる。

第24条 中華人民共和国地理的表示専用標識は国家知識産権局の関連要件に従って実施される。

第25条 中国で保護を受ける外国の地理的表示製品の申請者は中国語でその製品で実施される地理的表示の法律法規、技術標準を社会に公布しなければならない。

第26条 中国で保護を受ける外国の地理的表示製品の申請者は相応の管理責任を履行し、管理措置を制定し、その名称、品質特色、専用標識の使用などの管理をしなければならない。

第27条 中国で保護を受ける外国の地理的表示製品については年度報告制度を実施する。毎年3月末までに申請者は国家知識産権局にその年の管理措置及び前年度の実施状況報告を報告しなければならない。

第28条 既に中国で保護を受ける外国の地理的表示製品について、中国で重大なマイナスの影響が発生した場合、国家知識産権局は確かに必要と認められる場合、その品質の特色及び産地の条件などを決めさらに実地調査を行うことができる、申請者は協力しなければならない。

第29条 国家知識産権局は公式サイトを通じて外国の地理的表示製品の中国で保護を受ける情報を発表し、社会の監督を受ける。

第五章 保護、変更及び取消

第30条 中国で保護を受ける外国の地理的表示製品は中国の地理的表示製品と同一の保護を享受する。

第31条 各クラスの知識産権行政部門は中国で保護を受ける外国の地理的表示製品の合法的権益が侵害される通報を受理した場合、関連部門は法により違法行為の調査を実施する。中国で保護を受ける外国の地理的表示製品の申請者は人民法院に訴訟を提起することができる。

第32条 中国で保護を受ける外国の地理的表示製品の産地範囲、品質技術要件、産地範囲内の生産者、協会または社団名称、住所などの重大情報が変更された場合、外国の地理的表示製品の申請者は90日以内に国家知識産権局に変更申請を提出しなければならない。技術審査に合格した場合、国家知識産権局は変更の公告を発表する。

第33条 中国で保護を受けることを獲得した外国の地理的表示製品に以下に掲げる状況がある場合、国家知識産権局は取消す。如何なる単位または個人も国家知識産権局に取消を求めるとともに、関連証拠資料を提供することができる。

(1)地理的表示製品が原産国または地域で保護が取消され場合；

(2)中国国内での一般名称に属するまたは一般名称になった場合；

(3)中国の関連法律法規の関連規定に重大な違反があった場合。

第34条 取消請求に以下に掲げる状況がある場合、国家知識産権局は受理せず、書面で請求者に通知するとともに、理由を説明する。

(1)明確な取消す理由と事実がない場合；

(2)製品名称が外国で一般名称となっている場合。

第35条 国家知識産権局は地理的表示専門家委員会を組織し、取消要求を審議するとともに裁定を下す。取消す裁定の場合、国家知識産権局は公告する。取消さない裁定の場合、請求者と権利者に通知する。

第六章 付 則

第36条 この弁法は公布の日から施行する。

第37条 中国で保護される外国の地理的表示保護製品はまた中国出入国検査検疫に関する規定を遵守しなければならない。

第38条 本弁法は国家知識産権局が解釈を担当する。(旧弁法は3月28日付、質量管理監督総局が公布)

参照サイト：<http://www.cnipa.gov.cn/docs/20191128145755898271.pdf>

2016年3月28日施行の弁法に対する改正概要

①第4条(3)項を以下の通り修正する。「上記の名称は中国では一般名称に属さず、且つ中国の地理的表示の製品名称など他の先の権利と衝突しない」

②第6条を「本弁法に基づき、中国で外国地理的表示製品の保護を申請する場合、当該所属国と中国とが締結した協定または共同参加の国際条約に従って処理、或いは対等の原則に従って処理しなければならない」と修正し、第3条とする。

③第8条を以下の通り修正する。「外国地理的表示製品を中国での保護を申請する者は当該中国駐在機構を中国での保護業務連絡先と指定することができ、また原産国または地域の公式中国駐在代表機構の従業員を中国における保護申請業務の連絡先或いは指定代理人と申請することができる。」

④第9条の申請必要提出書類から(4)項の「原産国または地域の地理的表示所管官庁が発行した当該製品を中国で登録及び保護することを推薦する公式文書及びそれ公証付き中国語翻訳文」を削除する。

⑤第15条前文を以下の通り「異議申立てに下記の状況がある場合、国家知識産権局は却下し、書面で異議申立人に通知し、理由を説明する。

⑥第16条を以下の通り修正する。「異議申立を却下する場合、国家知識産権局は書面をもって異議申立人に通知しなければならない。異議決定に不服がある場合、通知の受領日から起算して30日以内に国家知識産権局に再審を申請することができる。国家知識産権局は申請の受領日から60日以内に決定を下すとともに、書面で双方に通知し、再審決定を最終審決とする。」

⑦第17条を以下の通り修正する。「公告期間が満了し異議なし、或いは異議交渉が合意、または異議裁定が不成立の場合、国家知識産権局は専門家による技術審査を実施する。」

⑧第24条を以下の通り修正する。「中華人民共和国地理表示専用標識は国家知識産権局の関連要件に従って実施される。」

⑨第33条を以下の通り修正する。「中国で保護された外国地理的表示製品に以下に掲げる状況がある場合、国家知識産権局は取消することができる。いかなる単位或いは個人も国家知識産権局に取消を請求し、関連証拠資料を提供することができる。

(1)地理的表示製品が原産国或いは地域での保護が取消された場合；

(2)中国域内での一般名称に属する或いは一般名称に変化した場合；

(3)中国の関連法律法規の関連規定に重大な違反があった場合。」

⑩第34条を追加する。「取消請求に下記に掲げる情状がある場合、国家知識産権局はこれを受理せず、書面をもって請求人に通知するとともに理由を説明する。

(1)明確な取消理由と事実がない場合；

(2)単に製品が外国で一般名称である場合。」

⑪第35条を追加する。「国家知識産権局が地理的表示専門家委員会を組織し、取消請求を審議するとともに裁定を下す。取消す裁定の場合、国家知識産権局は公告公示する。取消さない裁定の場合、請求人と権利者に通知する。